

幹部会議議事概要

【幹部会議】

1 日 時：令和5年8月14日（月）9時30分～10時24分

2 場 所：知事室

3 出席者：11名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、
知事公室長、総務部長、企画部長、子ども生活福祉部長、
農林水産部長、観光政策統括監、土木建築部長

4 内 容：

(1) 三役等日程について

(今週の主な日程)

- 14日 要請受 宮古島市による台風第6号被害対応に関する要請（要請者：宮古島市）
（照屋副知事）
- 〃 内部統制推進本部（玉城知事、照屋副知事、池田副知事）
- 15日 表敬 東村長 當山 全伸氏（玉城知事）
- 16日 竹富町への行政視察（～8月17日）（玉城知事）
- 17日 管理者特別研修（照屋副知事）
「観光月間」オープニングセレモニー（照屋副知事）
- 18日 ちゅうちなー安全なまちづくり功労者表彰式（池田副知事）
- 〃 表敬 ワールド王修会 会長 知念 賢木綿氏、ベトナム国際武術アカデミー CEO
ダン・タム・トアン氏（照屋副知事）
- 19日 第33回「児童・生徒の平和メッセージ展」開会式及び表彰式（池田副知事）
- 20日 国際交流演武大会（照屋副知事）

(2) 報告事項

- ア 令和5年台風第6号による農林水産業被害報告（第4報）（農林水産部）
- イ 台風第6号に係る被害及び対応状況等（文化観光スポーツ部）
- ウ 災害救助法適用に伴う救助事務等について（子ども生活福祉部）
- エ パーソントリップ調査の実施について（土木建築部）

(3) その他

県政情報に係る発表事項等について（知事公室）

5 知事等発言

台風第6号の被害にあった農林水産物について、国への要請も含めて、県がどのような支援ができるかを検討すること。（知事）

以 上

意見交換事項等

所管部局：農林水産部

<p>件名</p>	<p>令和5年台風第6号による農林水産業被害報告（第4報）</p>																																		
	<p>【現状（被害の状況）】</p> <p>8月10日時点の農林水産業における被害総額は、約16億4,400万円と見込まれる。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（区分別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>農作物(耕種)</td> <td>約10億1,300万円</td> </tr> <tr> <td> うち さとうきび</td> <td>約9億2,100万円</td> </tr> <tr> <td> 野菜</td> <td>約6,900万円</td> </tr> <tr> <td> 果樹</td> <td>約1,700万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>約500万円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>約5,900万円</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>約6,000万円</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>約1億100万円</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>約4億1,100万円</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（地区別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>約4億6,400万円</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>約1億300万円</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>約7億8,600万円</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>約2億3,800万円</td> </tr> <tr> <td>八重山</td> <td>約5,400万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>※ 100万円以下四捨五入のため合計が合わないことがある</p> <p>詳細については、別添（被害報告（第4報））を参照</p> <p>【県の対応等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各農林水産振興センター等に、相談窓口を設置し、病害対策等の営農指導をはじめとする、制度資金や農業共済等の活用に関する相談を実施している。 ② 引き続き、一括交付金を活用した園芸施設の自然災害による被害軽減を図る強化型耐候性施設の導入支援（「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」）等を行う。 ③ 農業関連施設等の被害については、国や地元関係団体等と情報共有・連携を図り、災害復旧事業等による速やかな復旧に務める。 	<p>（区分別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>農作物(耕種)</td> <td>約10億1,300万円</td> </tr> <tr> <td> うち さとうきび</td> <td>約9億2,100万円</td> </tr> <tr> <td> 野菜</td> <td>約6,900万円</td> </tr> <tr> <td> 果樹</td> <td>約1,700万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>約500万円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>約5,900万円</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>約6,000万円</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>約1億100万円</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>約4億1,100万円</td> </tr> </table>	合計	約16億4,400万円	農作物(耕種)	約10億1,300万円	うち さとうきび	約9億2,100万円	野菜	約6,900万円	果樹	約1,700万円	その他	約500万円	農業用施設	約5,900万円	畜産	約6,000万円	林業	約1億100万円	水産業	約4億1,100万円	<p>（地区別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>約4億6,400万円</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>約1億300万円</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>約7億8,600万円</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>約2億3,800万円</td> </tr> <tr> <td>八重山</td> <td>約5,400万円</td> </tr> </table>	合計	約16億4,400万円	北部	約4億6,400万円	中部	約1億300万円	南部	約7億8,600万円	宮古	約2億3,800万円	八重山	約5,400万円
<p>（区分別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>農作物(耕種)</td> <td>約10億1,300万円</td> </tr> <tr> <td> うち さとうきび</td> <td>約9億2,100万円</td> </tr> <tr> <td> 野菜</td> <td>約6,900万円</td> </tr> <tr> <td> 果樹</td> <td>約1,700万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>約500万円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>約5,900万円</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>約6,000万円</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>約1億100万円</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>約4億1,100万円</td> </tr> </table>	合計	約16億4,400万円	農作物(耕種)	約10億1,300万円	うち さとうきび	約9億2,100万円	野菜	約6,900万円	果樹	約1,700万円	その他	約500万円	農業用施設	約5,900万円	畜産	約6,000万円	林業	約1億100万円	水産業	約4億1,100万円	<p>（地区別）</p> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>約16億4,400万円</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>約4億6,400万円</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>約1億300万円</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>約7億8,600万円</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>約2億3,800万円</td> </tr> <tr> <td>八重山</td> <td>約5,400万円</td> </tr> </table>	合計	約16億4,400万円	北部	約4億6,400万円	中部	約1億300万円	南部	約7億8,600万円	宮古	約2億3,800万円	八重山	約5,400万円		
合計	約16億4,400万円																																		
農作物(耕種)	約10億1,300万円																																		
うち さとうきび	約9億2,100万円																																		
野菜	約6,900万円																																		
果樹	約1,700万円																																		
その他	約500万円																																		
農業用施設	約5,900万円																																		
畜産	約6,000万円																																		
林業	約1億100万円																																		
水産業	約4億1,100万円																																		
合計	約16億4,400万円																																		
北部	約4億6,400万円																																		
中部	約1億300万円																																		
南部	約7億8,600万円																																		
宮古	約2億3,800万円																																		
八重山	約5,400万円																																		

令和5年台風6号による農林水産業被害報告（第4報）

令和5年8月10日(木) 14:00現在
 沖縄県農林水産部

1 概況

令和5年7月28日(金)にフィリピンの東で発生した台風6号は、7月31日(月)から8月7日(月)にかけて沖縄県全域に襲来した。

最大風速は、南城市系数で8月2日3時9分に東の風35.0m/s、渡嘉敷村渡嘉敷島で8月2日10時49分に南東の風34.0m/s、久米島空港で8月2日17時53分に南東の風33.8m/sなどを観測した。

最大瞬間風速は、那覇市樋川で8月2日4時14分に東南東の風52.5m/s、南城市系数で8月2日1時55分に東の風50.6m/s、渡嘉敷村渡嘉敷島で8月2日12時46分に南東の風50.4m/sなどを観測した。

7月31日00時から8月7日10時までの総雨量は、久米島町謝名堂で791.5mm、本部町謝花で758.5mm、読谷で688.0mmなどを観測した。

2 被害の状況

農林水産業における被害総額は1,644,172千円と見込まれ、その内訳は、耕種部門で1,013,672千円(さとうきび 約921,608千円、野菜 約69,137千円、花き 約5,059千円、果樹 約17,497千円、その他 約371千円)、農地・農業用施設等では約59,300千円、畜産施設等が約59,813千円、林業施設等が約100,830千円、水産業施設等で約410,557千円となっている。

区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考	
耕種	さとうきび	11,577.3	39,211.1	921,608	久米島町、宮古島市、伊是名村、八重瀬町、糸満市、石垣市等
	野菜	88.1	188.7	69,137	オクラ、ゴーヤー、ヘチマ等
	花き	15.1	—	5,059	夏秋ギク、アレカヤシ、キク(採苗ほ)
	果樹	226.8	51.9	17,497	パインアップル、バナナ、マンゴー等
	その他作物	8.6	2.6	371	かんしょ
	計	11,915.9	39,454.3	1,013,672	
施設	農地・農業用施設関係		25件	59,300	豊見城市、他11市町村(19件は被害額調査中)
	ハウス等施設関係		7件	調査中	沖縄市、豊見城市、八重瀬町、糸満市
	計		32件	59,300	
畜産	施設等被害		160件	54,051	県全域
	家畜(牛)		10頭	5,242	本部町、久米島町、宮古島市(一部調査中)
	家畜(豚)		40頭	520	本部町、うるま市、読谷村
	家畜(鶏)				
	家畜(馬)				
	計		—	59,813	
林業	林道		12件	92,330	名護市、恩納村、今帰仁村、国頭村、大宜味村、座間味村、渡嘉敷村
	施設等被害		2件	4,000	名護市、北中城村
	林産物等被害		1件	4,500	北中城村
	計		15件	100,830	
水産業	漁船		8件	20,600	名護市、中城村等(計25隻)
	施設等被害		50件	209,037	久米島町、恩納村、南城市、他14市町村(20件は被害額調査中)
	水産物等被害		10件	61,920	宜野座村、金武町、恩納村、本部町、東村、うるま市、読谷村、南城市
	漁港護岸等		10件	119,000	南城市、名護市、糸満市等
	計		78件	410,557	
合計	11,915.9	—	1,644,172		

※表中の下線箇所は、前回報告から変更のあった箇所

地域別の被害状況

北部地区

耕種	区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考
	さとうきび	1,439.0	9,275.0	217,990	伊是名村、名護市、伊平屋村等
	野菜	4.5	34.5	9,795	スイカ、オクラ、ゴーヤー
	花き	11.4	—	1,623	アレカヤシ
	果樹	214.3	15.0	4,220	パインアップル、マンゴー等
	その他作物				
	計	1,669.2	9,324.5	233,628	

施設	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件	被害額 千円	備考
	農地・農業用施設関係		13件	5,000	名護市（揚水機場）、本部町、恩納村（農道等）、他3村（ため池関係施設等）（12件は被害額調査中）
	ハウス等施設関係				
	計		13件	5,000	

畜産	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件・頭・羽	被害額 千円	備考
	施設等被害		59件	24,295	北部全域（畜舎屋根損壊、設備破損等）
	家畜（牛）		4頭	3,279	本部町
	家畜（豚）		4頭	52	本部町
	家畜（鶏）				
	家畜（馬）				
	計			27,626	

林業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・箇所・ト	被害額 千円	備考
	林道		10件	77,800	名護市、恩納村、今帰仁村、国頭村、大宜味村
	施設等被害		1件	500	名護市（木材加工機械）
	林産物等被害				
	計		11件	78,300	

水産業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・隻・箇所・ト	被害額 千円	備考
	漁船		1件	7,000	名護市（4隻）
	施設等被害		18件	7,750	海ブドウ養殖施設（宜野座村、金武町、本部町、恩納村、東村）、モズク関係施設（伊江村、本部町、今帰仁村）その他施設（金武町、本部町、恩納村）（9件は被害額調査中）
	水産物等被害		7件	49,970	宜野座村、金武町、恩納村、本部町、東村（海ブドウ養殖物、魚類養殖物等）
	漁港護岸等		3件	54,500	名護市、国頭村、宜野座村（漁港施設）
	計		29件	119,220	

被害額合計	463,774
-------	---------

地域別の被害状況

中部地区

耕種	区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考
	さとうきび	467.0	2,539.6	59,681	うるま市、読谷村等
	野菜	2.2	8.2	5,159	オクラ、ゴーヤー
	花き	0.7	—	115	キク(採苗ほ)
	果樹	2.9	12.1	3,094	バナナ、柑橘
	その他作物				
	計	472.8	2,559.9	68,049	

施設	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件	被害額 千円	備考
	農地・農業用施設関係		6件	4,300	うるま市(農道、ため池関係施設)、読谷村、中城村(沈砂池関係施設)、北中城村(農道)(3件は被害額調査中)
	ハウス等施設関係		1件	調査中	沖縄市
	計		7件	4,300	

畜産	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件・頭・羽	被害額 千円	備考
	施設等被害		29件	9,480	うるま市、西原町、読谷村、中城村、沖縄市、宜野湾市(畜舎屋根損壊、設備破損等)
	家畜(牛)				
	家畜(豚)		36頭	468	うるま市、読谷村
	家畜(鶏)				
	家畜(馬)				
計				9,948	

林業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・箇所・ト	被害額 千円	備考
	林道				
	施設等被害		1件	3,500	北中城村(林産物関係施設)
	林産物等被害		1件	4,500	北中城村(きのこ類)
計			2件	8,000	

水産業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・隻・箇所・ト	被害額 千円	備考
	漁船		4件	4,000	うるま市(10隻)、中城村(3隻)、沖縄市(2隻)、読谷村(1隻)(3件は被害額調査中)
	施設等被害		15件	6,600	海ブドウ養殖施設(浦添市、中城村)、魚類養殖施設(読谷村)、その他施設(読谷村、沖縄市、浦添市、中城村、うるま市)(9件は被害額調査中)
	水産物等被害		2件	950	読谷村(魚類養殖物等)
	漁港護岸等		2件	1,500	うるま市、中城村(漁港施設)
計			23件	13,050	

被害額合計	103,347
-------	---------

地域別の被害状況
南部地区

耕種	区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考
	さとうきび	2,601.0	16,085.0	378,066	久米島町、八重瀬町、糸満市等
	野菜	66.2	122.7	34,807	オクラ、ヘチマ、ゴーヤー等
	花き	3.0	-	3,321	夏秋ギク
	果樹	8.6	10.8	5,381	バナナ、マンゴー等
	その他作物	8.6	2.6	371	かんしょ
	計	2,687.4	16,221.1	421,946	

施設	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件	被害額 千円	備考
	農地・農業用施設関係		5件	50,000	豊見城市（農道）、八重瀬町（畑かん施設等）（3件は被害額調査中）
	ハウス等施設関係		6件	調査中	豊見城市、八重瀬町、糸満市
	計		11件	50,000	

畜産	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件・頭・羽	被害額 千円	備考
	施設等被害		64件	19,124	久米島町、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、与那原町、粟国村（畜舎屋根損壊、設備破損等）
	家畜（牛）		6頭	1,963	久米島町
	家畜（豚）				
	家畜（鶏）				
	家畜（馬）				
計					

林業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・箇所・ト	被害額 千円	備考
	林道		2件	14,530	座間味村、渡嘉敷村
	施設等被害				
	林産物等被害				
	計		2件	14,530	

水産業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・隻・箇所・ト	被害額 千円	備考
	漁船		3件	9,600	糸満市（1隻；被害額調査中）、久米島町（3隻）、北大東村（1隻）
	施設等被害		16件	194,387	クルマエビ養殖施設（久米島町、南城市）、海ブドウ養殖施設（久米島町）、その他施設（那覇市、糸満市、八重瀬町、久米島町）（2件は被害額調査中）
	水産物等被害		1件	11,000	南城市（クルマエビ養殖物等）
	漁港護岸等		5件	63,000	南城市、糸満市、久米島町、座間味村、渡名喜村（漁港施設）
計		25件	277,987		

被害額合計	785,550
-------	---------

地域別の被害状況

宮古地区

耕種	区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考
	さとうきび	5,418.3	9,505.6	223,424	宮古島市、多良間村
	野菜	9.0	14.8	12,958	オクラ
	花き				
	果樹				
	その他作物				
	計	5,427.3	9,520.4	236,382	

施設	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件	被害額 千円	備考
	農地・農業用施設関係		1件	調査中	宮古島市（海岸保全施設）
	ハウス等施設関係				
	計		1件		

畜産	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件・頭・羽	被害額 千円	備考
	施設等被害		7件	1,115	宮古島市（畜舎屋根損壊等）
	家畜（牛）		調査中	調査中	宮古島市
	家畜（豚）				
	家畜（鶏）				
	家畜（馬）				
計			1,115		

林業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・箇所・ト	被害額 千円	備考
	林道				
	施設等被害				
	林産物等被害				
	計				

水産業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・隻・箇所・ト	被害額 千円	備考
	漁船				
	施設等被害		1件	300	宮古島市（漁協施設）
	水産物等被害				
	漁港護岸等				
計		1件	300		

被害額合計	237,797
-------	---------

地域別の被害状況

八重山地区

耕種	区分	被害面積等 ha	被害量 ト・千本	被害額 千円	備考
	さとうきび	1,652.0	1,805.9	42,447	石垣市、竹富町
	野菜	6.2	8.5	6,418	オクラ、ゴーヤー等
	花き				
	果樹	1.0	14.0	4,802	パインアップル
	その他作物				
	計	1,659.2	1,828.4	53,667	

施設	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件	被害額 千円	備考
	農地・農業用施設関係				
	ハウス等施設関係				
	計				

畜産	区分	被害面積等 ha	被害量 棟・件・頭・羽	被害額 千円	備考
	施設等被害		1件	37	石垣市(牛舎屋根損壊)
	家畜(牛)				
	家畜(豚)				
	家畜(鶏)				
	家畜(馬)				
計					

林業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・箇所・ト	被害額 千円	備考
	林道				
	施設等被害				
	林産物等被害				
	計				

水産業	区分	被害面積等 ha	被害量 件・隻・箇所・ト	被害額 千円	備考
	漁船				
	施設等被害				
	水産物等被害				
	漁港護岸等				
計					

被害額合計	53,704
-------	--------

意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	台風第6号に係る被害及び対応状況等
内容	<p>【被害等の状況】令和5年7月31日～8月7日</p> <p>1. 沖縄県観光案内所（那覇空港・旭橋）の状況 問い合わせ総数：1,194件（うち来訪884人） うち台風に関する内容：113件 主な問い合わせ内容：①飛行機の欠航に伴うホテル探し ②フライト状況の問い合わせ ③交通機関・施設に関する問い合わせ</p> <p>※旭橋の観光案内所については、暴風警報発令中でも対応ができるよう体制強化を行った。</p> <p>2. 欠航便・クルーズ船の状況 （1）那覇空港・離島空港の滞留者：なし</p> <p>（2）欠航便情報 国内線：2,068便、影響人数：319,317人 国際線：87便、影響人数：15,679人</p> <p>（3）クルーズ船：2便 （7/31基隆—那覇—石垣—基隆、8/5上海—那覇—上海）</p> <p>【県の対応等】 7月28日の台風発生直後から、沖縄観光情報 Web サイト「おきなわ物語」や「VISIT OKINAWA」等により、各種の情報発信に努めてきたところ。</p> <p>引き続き、被害状況や観光客への影響の把握等を行う。</p> <p>航空便の欠航等により延泊が必要となった観光客が、滞在先を確保できるよう、Web上でホテル等の空室情報が掲載できないか、「台風時観光客対策協議会（県、OCVB、航空会社等の観光関連団体を中心に構成）」を中心に検討している。</p>

幹部会議への報告事項等について

所管部局：子ども生活福祉部

<p>件名</p>	<p>災害救助法適用に伴う救助事務等について</p>
	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用後の救助事務については、市町村へ一部委任し実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置等（災害から7日以内） ・応急仮設住宅（賃貸型）の供与（2年以内） ・学用品の給与（教科書1ヶ月以内、学用品15日以内） ・住宅の応急修理（3ヶ月以内） ・障害物の除去（10日以内） ・医療・助産、死体搜索等（対象事例なし） ○ 現状 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所：浦添市の1箇所（避難者0人）他市町村は10日までに閉鎖。 ・住家の被災状況：全壊（0）半壊（3）一部破損（25）床上浸水（6） 床下浸水（4）<u>合計 33件</u> 防災で一びるより ・罹災証明書の申請受付：市町村において受付開始したところ。 ・住家被害認定調査：市町村において罹災証明書申請に基づき実施。 ・学用品の給与：住家被害状況と併せて確認中。 ・障害物の除去：” ・医療・助産、死体搜索等：対象事例はなし。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の確認（関係部局・市町村と連携）により災害救助法適用による救助事務（件数）の把握。 ○ 地域防災計画に基づく関係部局との連携（土木建築部等） ○ 応援体制の構築：課内の業務配分により対応中。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害件数の増加等を踏まえ、庁内の応援を依頼する可能性。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害状況等情報収集・市町村救助事務支援 令和5年8月～12月 ・国庫負担金請求事務 令和6年4月～6月 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部局と連携して市町村を支援し、救助事務を円滑に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・制度照会、事務取扱、技術的助言等 ○ 各部局においては、災害救助法適用により各所管の事業等における被災者への支援について、沖縄県地域防災計画他所管事項の制度について適切に対応する。 ○ 災害救助法に基づく支援と併せて、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金の支給、沖縄県災害見舞金支給制度に基づく支援を実施する。 （住家被害件数増加を踏まえ他部局への応援の可能性あり）

災害救助法の運用 【救助項目（法第4条第1項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施。 ○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。 ○ 指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能。
2	応急仮設住宅の供与 2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能。
3	炊き出しその他による食品の給与 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる。
4	飲料水の供給 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる。
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施。
6	医療・助産 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供。

	救助項目	救助の概要
7	被災者の救出 3日以内	○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
8	住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理 10日以内
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。 3ヶ月以内
9	学用品の給与	○ 住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの。 1ヶ月以内(教科書)、15日以内(その他の学用品)
10	埋葬 10日以内	○ 遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの。
11	死体の捜索 10日以内	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して捜索を行うこと。
12	死体の処理 10日以内	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
13	障害物の除去 10日以内	○ 半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。
■	救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費

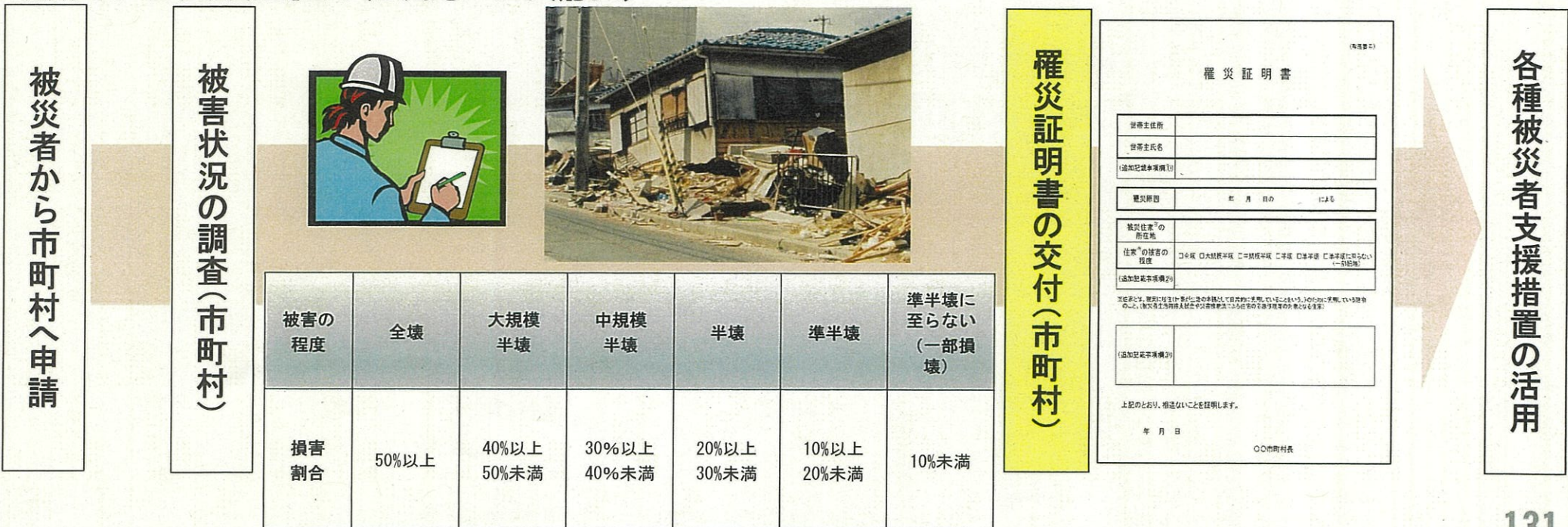
罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
 - 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
 - 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
 - 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

4 <被災から支援措置の活用までの流れ>



災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

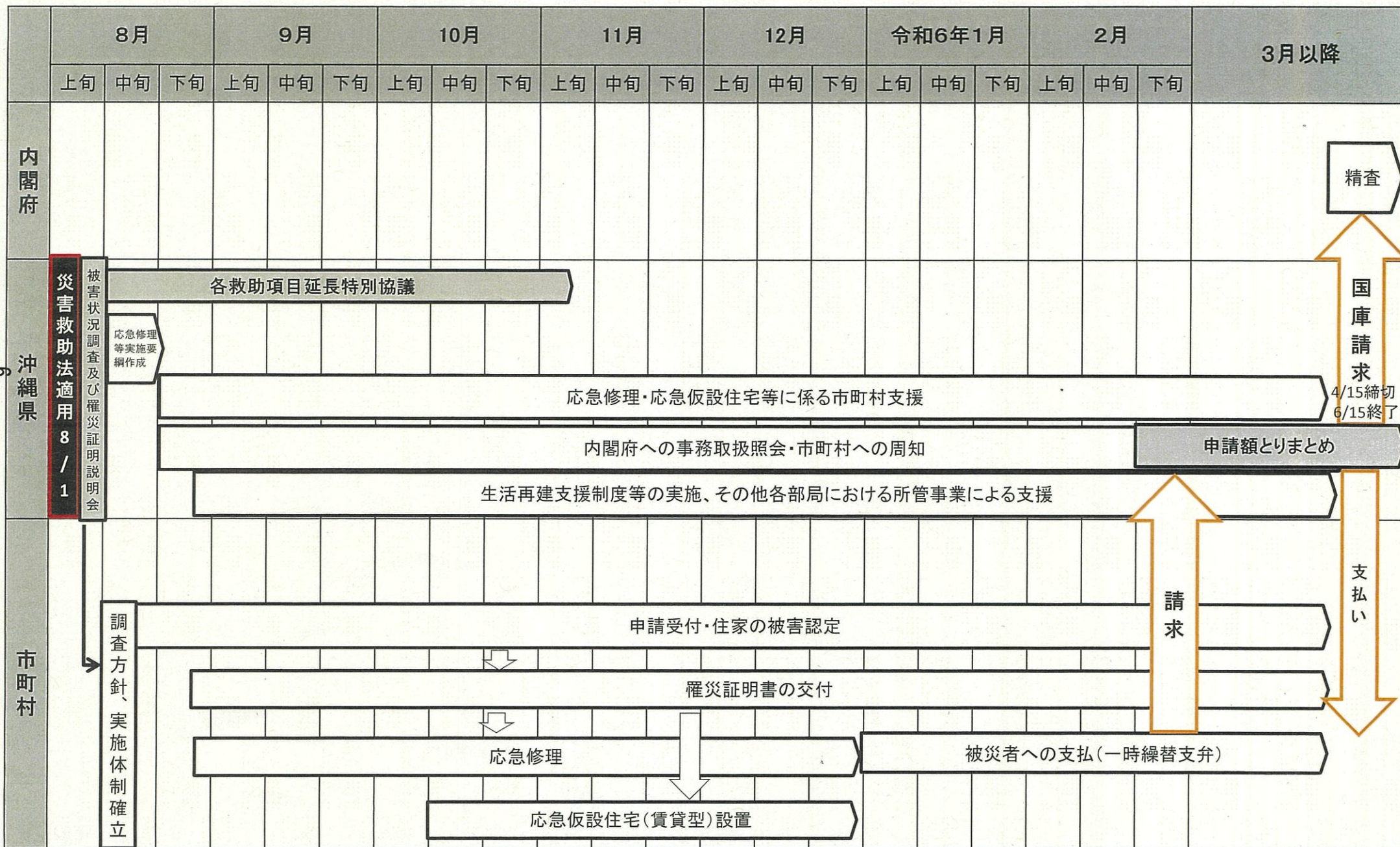
- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全壊※1	大規模半壊 ※2	中規模半壊 ※3	半壊※4	準半壊※5	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

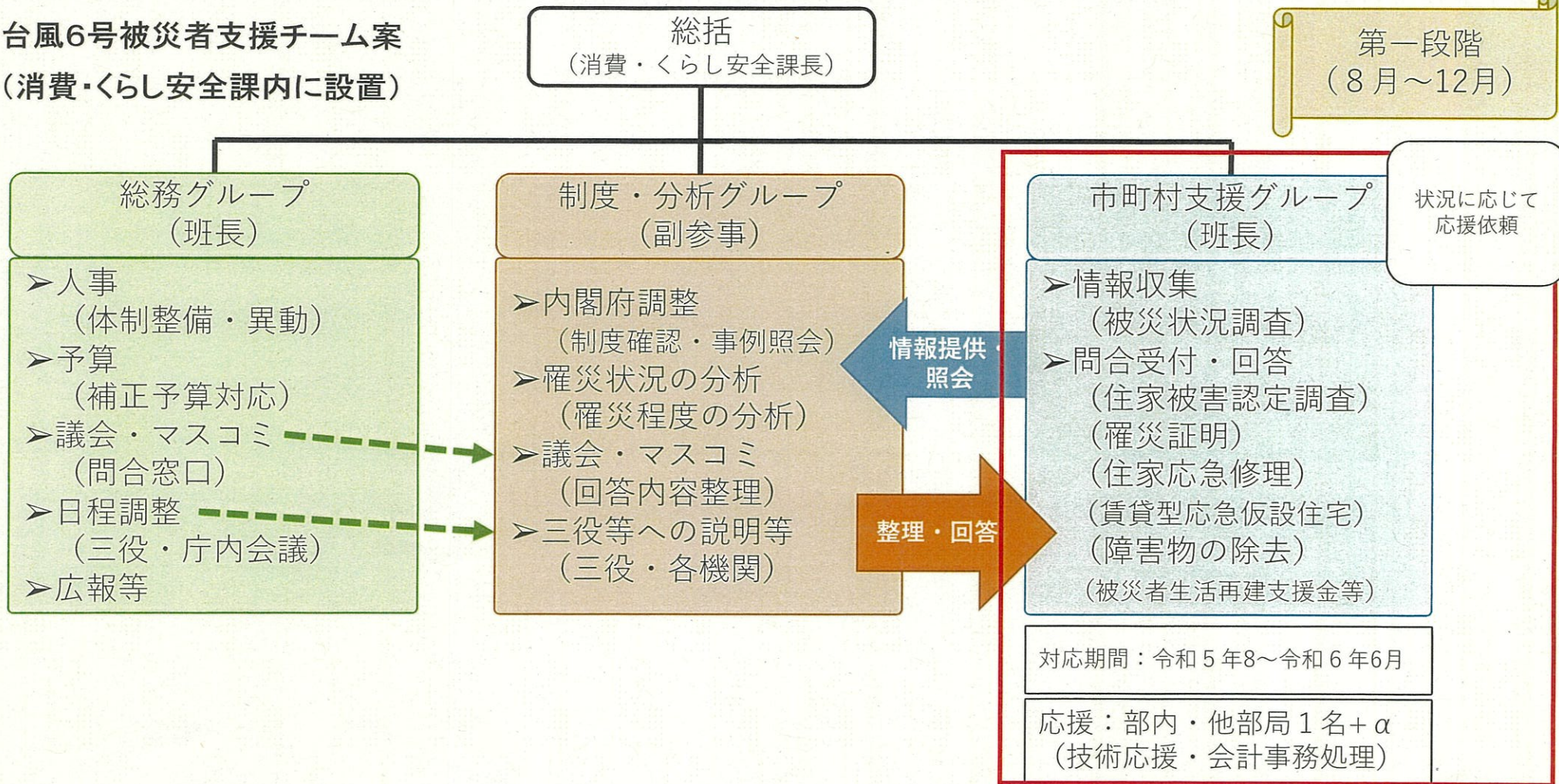
令和5年台風6号災害救助事務スケジュール(予定)



【チームの目的】被害に遭われた県民が必要としている支援（並びに変化していく支援）について、迅速且つ的確にお届けするため、窓口となる市町村を支える体制を整備する。また、支援メニューの案内などの広報を積極的に行う。

台風6号被災者支援チーム案
(消費・くらし安全課内に設置)

第一段階
(8月～12月)



報告事項

所管部局：土木建築部

件名	パーソントリップ調査の実施について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○パーソントリップ調査は、「どのような人が、どのような目的・交通手段で、どこからどこへ、どのような時間帯に、移動したか」という、人の1日の動きを把握するためのアンケート調査である。○沖縄本島中南部都市圏は、県人口の8割以上が集中し、渋滞等の共通した課題を抱えていることから、中南部を一つの都市と捉え、これまで3回調査を実施している。○前回調査から17年が経過し、その間に沖縄都市モノレールの延長や西海岸道路一部供用等、交通・道路環境は大きく改善されている。○一方で交通渋滞の慢性化や公共交通利用者の減少などが依然として課題であることから、パーソントリップ調査を実施し、現在の交通実態を把握・分析した上で、中南部都市圏における将来の都市交通のあり方を提案するものである。 <p>【報告内容】</p> <p>○沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 調査対象圏域<ul style="list-style-type: none">・読谷村、うるま市以南の中南部都市圏17市町村が対象である。(2) 調査実施期間<ul style="list-style-type: none">・調査票は令和5年9月末から配布を開始し、10月から11月までの平日を調査日とする。(3) 調査対象者<ul style="list-style-type: none">・中南部都市圏の17市町村にお住まいの方から、無作為に選ばれた約10万世帯、約23万人が対象である。(4) 調査方法<ul style="list-style-type: none">・対象世帯あてに、調査票を郵送で配布し、郵送またはWEB（スマートフォン、パソコンなど）で回答が可能である。(5) 広報活動<ul style="list-style-type: none">・近年、回答率の低下が顕著であることから、県民に対し行政の調査であることや調査の主旨を理解していただくため、広報が非常に重要である。・17市町村のキャラクターロゴ入りのポスターやチラシ、広報誌・新聞・テレビ・ラジオ等、市町村と連携し、9月から広報を開始する。・また、「わった～バス党」による、パーソントリップ調査関連の動画やラジオCM等、企画部交通政策課と連携し、広報活動に取り組んでいる。

